

三重県企業庁発注の建設工事等の入札に参加される皆様へ

お 知 ら せ

平素は三重県企業庁の建設工事等に多大なるご協力を頂き厚く御礼申し上げます。

三重県企業庁では、低入札調査基準価格及び最低制限価格の算定式を見直し、「三重県企業庁低入札価格調査実施要領」を改正するとともに、三重県制定の「公共工事に係る最低制限価格の運用について」及び「修繕・点検等業務委託に係る最低制限価格の運用について」を適用することとしましたので、お知らせします。

なお、この改正は令和4年7月1日以降に、一般競争入札については公告、指名競争入札については指名通知するものから適用します。

（参考）「最低制限価格の運用」の対応表

〔令和4年6月30日以前に公告または指名通知するもの〕

三重県企業庁の発注する工事に係る最低制限価格の運用について	
1 一般土木工事等（水道・工業用水道事業及び電気事業）	⇒
2 水管橋製作及び架設工事	⇒
3 建築工事	⇒
4 機械設備、電気設備、通信設備工事 （1）水道事業及び工業用水道事業 （2）電気事業 → 廃止	⇒
5 機械設備、電気設備、通信設備点検業務 （1）機械設備点検（県土整備部積算基準（機械編）第1～19章積算体系適用工事） （2）機械設備点検（県土整備部積算基準（機械編）第20章積算体系適用工事） （3）電気設備、通信設備点検	⇒
6 消防用設備点検業務	⇒

〔令和4年7月1日以降に公告または指名通知するもの〕

公共工事に係る最低制限価格の運用について	修繕・点検等業務委託に係る最低制限価格の運用について
①一般土木工事	－
③鋼橋製作・架設工	－
②建築工事等	－
⑥下水機械設備工事及び下水電気・通信設備工事	－
－	①建設工事の積算基準により予定価格を算定するもの
－	①建設工事の積算基準により予定価格を算定するもの

令和4年6月29日

三重県企業庁（北勢水道事務所）